

[一般地域]

地域の区分		時間の区分	
		昼間 6時～22時	夜間 22時～6時
A地域	第1種低層住居専用地域	55dB以下	45dB以下
	第2種低層住居専用地域		
第1種中高層住居専用地域			
第1種中高層住居専用地域			
B地域	第1種住居地域	60dB以下	50dB以下
	第2種住居地域		
	準住居地域		
	用途地域の定めのない地域		
C地域	近隣商業地域	60dB以下	50dB以下
	商業地域		
	準工業地域		
	工業地域		

注)工業専用地域については適用されない。

[道路に面する地域]

地域の区分	基準値	
	昼間 (6～22)	夜間 (22～6)
A地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域	60dB以下	55dB以下
B地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域 及び C地域のうち車線を有する道路に面する地域	65dB以下	60dB以下

(備考) 車線とは、1縦列の自動車及安全かつ円滑に走行するために必要な一定の幅員を有する帯状の車線部分をいう。

[幹線道路を担う道路に近接する空間の特例地]

区分	昼間	夜間
屋外	70dB以下	65dB以下
窓を閉めた屋内	45dB以下	40dB以下

注) 1. 幹線交通を担う道路とは、道路法第3条に規定する高速自動車国道、一般国道、県道、4車線以上の市町村道、及び一般自動車道であって都市計画法施行規則第7条第1項第1号に定める自動車専用道路をいう。

2. 近接する空間とは、道路端からの距離が2車線以下では15m、3車線以上では20mの区間をいう。

3. 窓を閉めた屋内の基準を適用することができるのは、個別の住居等において騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれていると認められるときである。